

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 4日

秋田市長 殿

提出者

住 所 秋田市牛島西3丁目16番28号

氏 名 有限会社 新和設備

代表取締役 浜田 满

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 018-863-3131



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	有限会社 新和設備
事 業 場 の 所 在 地	秋田市牛島西3丁目16番28号
事 業 の 種 類	一般建設業(管工事業・土木工事業)
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1,800.5 t	全 处 理 委 託 量	1800.5 t
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1800.5 t
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : アスファルト殻)

```

graph TD
    A["有償物量"] --> B["不要物等発生量"]
    A --> C["発生量"]

```

不要物等発生量		排出量 ①	1,825.20 t
項目	実績値		
①排出量	1,825.2 t		
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t		
⑤自ら熱回収を行った量	0 t		
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t		
③+⑨自ら埋立処分又は海上洋投入処分を行った量	0 t		
⑩全処理委託量	1,825.2 t		
⑪優良認定業者への処理委託量	1,825.2 t		
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t		
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t		
⑭熱回収を行なう業者への処理委託量	0 t		

⑧	自ら中間処理した後 再生利用した量	t
②	自ら直接 再生利用した量	t

```

graph TD
    A["自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧ t"] --> B["自ら中間処理した  
後の残さ量  
⑥ t"]
    B --> C["自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑦ t"]
    C --> D["自ら中間処理した後  
の処理委託量  
⑨ t"]
    D --> E["自ら中間処理した後  
海洋投入処分又は  
自ら埋立処分した量  
⑩ t"]
    E --> F["自ら中間净化した後  
の処理委託量  
⑪ t"]
    F --> G["⑩のうち再生利用  
業者への処理委託量  
⑫ t"]
    F --> H["⑩のうち熱回収認定  
業者への処理委託量  
⑬ t"]
    F --> I["⑩のうち熱回収認定  
業者以外の  
熱回収を行う業者  
への処理委託量  
⑭ t"]
    I --> J["⑩のうち優良認定  
処理業者への  
処理委託量  
⑮ t"]
    J --> K["⑩のうち熱回収認定  
業者への処理委託量  
⑯ t"]
    K --> L["1,825.20 t"]
    L --> M["1,825.2 t"]

```

The flowchart illustrates the calculation of waste processing volumes. It starts with the volume of waste processed by the facility itself and reused (⑧). This is then split into waste left over after intermediate processing (⑥) and waste reduced through intermediate processing (⑦). The waste left over after intermediate processing is further divided into waste sent to the sea or landfilled (⑩), and waste sent to external treatment facilities (⑪). From the waste sent to external treatment facilities, the following are calculated:

- Waste sent to recycling companies (⑫)
- Waste sent to companies certified for heat recovery (⑬)
- Waste sent to companies that perform heat recovery (⑭)
- Waste sent to companies certified as good (⑮)
- Waste sent to companies certified for heat recovery (⑯)

The total volume of waste sent to external treatment facilities is 1,825.20 t, which is equivalent to 1,825.2 t.

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 金属くず)

```

graph LR
    A[有價物量] --> B[不要物等発生量]
  
```

自ら直接 再生利用した量 ②	t
排出量 ①	0.60 t

項目	実績値
①排出量	0.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	0.6 t
⑪優良認定業者への処理委託量	0.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0 t

<p>自ら中間処理した後 再生利用した量</p> <p>(8)</p>		<p>t</p>
<p>自ら直接 再生利用した量</p> <p>(2)</p>		<p>t</p>
<p>自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量</p> <p>(3)</p>		<p>t</p>

```

graph TD
    A["自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧ t"] --> B["自ら中間処理した後  
の廃さ量  
⑥ t"]
    A --> C["自ら中間処理した後  
海洋投入処分又は  
埋立処分した量  
⑨ t"]
    A --> D["自ら中間処理した後  
のうち再生利用  
業者への処理委託量  
⑫ t"]
    A --> E["自ら中間処理した後  
のうち熱回収認定  
業者への処理委託量  
⑬ t"]
    A --> F["自ら中間処理した後  
のうち熱回収認定  
業者以外の  
熱回収を行う業者  
への処理委託量  
⑭ t"]
    B --> G["直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑩ 0.60 t"]
    C --> H["自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑦ t"]
    D --> I["自ら中間処理した後  
のうち優良認定  
処理業者への  
処理委託量  
⑪ t"]
  
```

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。